

# 玄海プルサーマル裁判ニュース

No.2

発行日：2011.5.10

発行者：玄海原発プルサーマル裁判を支える会 会長 澤山保太郎  
発行所：〒 849-0937 佐賀県佐賀市鍋島 6 丁目 3-8  
TEL・FAX：0952-30-8027 E-mail：genkai@khe.biglobe.ne.jp  
ホームページ：http://genkai.ptu.jp/

原告団 130名  
支える会会員 355名  
サポート会員 112名  
(2011.5.1 現在)



## 公判廷、福島大事故、そしてメディア

佐賀大学理工学部 豊島 耕一

### ■二つの「予言」

法廷は初公判の時も経験し、今度は 2 回目でしたが、柵の中の原告席に座らせてもらいました。わずか 30 分程の短いシーンで、次回の公判の日程調整にかなり時間を取りましたが、メインの松原さんの意見陳述で内容深いものとなりました。

彼の、原発事故の危険についての真摯な訴えは、裁判官たちの心にいくらかでも届いたのではないかと思います。しかし何より、まさに開廷の直前に起きていた大震災と、それが引き金となった福島第一原発の大事故によって、不幸にも彼の「予言」が的中してしまいました。この、予言と、まさに予言された現実との間髪を入れない展開を、裁判官はどう受け取ったでしょうか。

ジェーン・フォンダ主演の映画「チャイナ・シンドローム」が公開されたのが 1979 年 3 月 16 日ですが、そのわずか 12 日後に、当時としては最悪の原発事故である「スリーマイル島原子力発電所事故」が起きています。まさに予言的な映画となったのですが、今度の松原証言から福島第一原発 1 号機の炉心冷却不能まではわずか数時間でした。どちらももちろん単なる偶然でしょうが、とにかく私たちの予防的行動は、福島には間に合わなかったということです。玄海でこれを繰り返してはなりません。

### ■福島原発災害の被害拡大を阻止するために

それから一ヶ月以上経っても、福島原発事故は収束の目処さえ立たず、悪夢のような日々が続いています。私は原子力工学が専門ではありません



意見陳述をする松原学さん (スケッチ 濱智子さん)

### 原発さよなら署名をお願いします

福島第一原発の大事故の責任をとり  
政府は脱原発への転換を速やかに決定すること  
自然エネルギーに転換すること

■第一次集約：2011 年 6 月末

■呼びかけ団体：全国 95 団体

裁判の会も呼びかけ団体です。ご協力のお  
ほどお願いします。

署名用紙は裁判の会にあります。HP より  
ダウンロードもできます。

<http://genkai.ptu.jp/>

ませんが、大学院と、その後しばらくは原子核物理学を研究していて、隣接した専門領域の人間として半ば当事者です。また私の所属する佐賀大学物理科学科も約40年前に(当時は物理学科)、わざわざカラーのパンフレットを作って玄海原子力発電所建設推進の宣伝を買って出しています。もちろん当時まだ佐賀大学に職を得ていたわけではありませんが、組織の責任は引き継がれます。このように二重の意味で、私はこの事態に人並み以上の関心を持たざるを得ません。

現時点で、事故を収束させ、放射能被害を最小限に抑える上で、多くの専門家やネットメディアがすでに指摘しているように、次のような点が重要だと思います。

- ①未だに「東電まかせ」は異常であり、政府主導の体制を構築し、内外の最大限の頭脳、人材、資源を投入すること。
- ②全世界への情報の公開と提供(透明性の確保)により、世界の知恵と技術を集約し、機材を利用できるようにすること。
- ③放射能から市民を、特に子どもを守るために、

放射能と放射線の健康影響についての正確な知識を普及すること。

とくに③に関しては、政府やメディアは「ただちに健康に影響するレベルではない」という決まり文句で、不正確な、あるいは誤った情報を流し続けています。「ただちに」でなければ何時か、ということをはほとんど言いません。それは、何年も経ったあとの発ガンや白血病のリスクで、これを「晩発効果」と言います。それに対して「ただちに」起きる健康影響は急性効果と言います。

この晩発効果は、被ばく線量Dとそれを受けた人数Nの両方に比例して、確率的、統計的に現れます。この両者のかけ算、つまりD×Nは「集団線量」と呼ばれ、この量に対してどのくらい発ガンが起きるかという数字(リスク係数と呼ばれる)とその意味は、国際放射線防護委員会(ICRP)という組織が発表しています。その要点は、(1)上記の集団線量と発ガン件数の間に比例関係があるということと、(2)個人当たりの線量については、「これ以下では影響

## 2010年度収支報告書及び2011年度予算書

毎年度1月1日～12月31日

	項目	2010年度予算	2010年度決算	2011年度予算	詳細
収入の部	前年度より繰越		0	540,822	
	原告団収入		2,938,000	3,100,000	原告、支える会、サポート会員会費
	カンパ金収入		1,461,349	1,500,000	カンパ
	その他収入		271,991	350,000	本など物販
	<b>収入合計</b>		<b>4,671,340</b>	<b>5,490,822</b>	
支出の部	旅費交通費	1,560,000	1,564,525	3,000,000	弁護士、世話人など旅費交通費
	通信費	144,000	134,611	300,000	会員への通信など
	消耗品費	580,000	281,568	500,000	広報チラシ用紙、印刷代など
	租税公課	14,400	648,800	20,000	裁判提訴時印紙代など
	支払報酬	900,000	1,050,000	0	弁護士着手金
	新聞図書費	50,000	300,138	600,000	参考図書類、機関紙など
	諸雑費	128,000	150,876	300,000	諸会費、会議費など
	予備費	120,000	0	300,000	全国との連携経費として
<b>支出合計</b>	<b>3,496,400</b>	<b>4,130,518</b>	<b>5,020,000</b>		
<b>合計残高</b>		<b>540,822</b>	<b>470,822</b>		

監査報告：2010年度収支報告書に基づき、領収書綴・出納簿・預金通帳についての監査を実施しました結果、正確であることを認めます。  
2011年4月7日 監事 横井 久

がないというレベルはないものと想定する」という、「閾値なしの仮定」の採用です。両方まとめてLNT 仮定 (Linear, Non-Threshold) と略称されます。「仮定」というのは、低い線量域では統計的に有意なデータを取ることが困難で、明確な証拠がないとされるためです。

このリスク係数は臓器ごとに示されていますが、それらを合計した全身のガンのリスク (ガンによる死亡数) は、0.05/人・シーベルトとされています。例えば10ミリシーベルトを10万人の人が被ばくすると、将来、統計的な「期待値」として、50名のガン死亡の増加が生じるというものです。

ICRPは「業界寄り」の機関でリスクを低く見積もり過ぎているという批判もあるようですが、政府やメディアはそれさえも無視して「安全宣伝」をしています。このような状況は「公的な流言飛語」と言うべきで、これと闘うことなしには、市民の、特に被災地の人々の安全を守ることは出来ません。

### ■メディアをどうするか

メディアに関して、私の経験を最後に付け加えます。事故の翌週の水曜日、地元のテレビ

TNCのスタジオ生放送に出演しました。ナマ放送というのは初めてなので、通例そうなのかどうか分かりませんが、わずか10分ほどの枠のために、前日深夜まで、そして当日はリハーサル直前まで、合計3時間ほどスタッフとの「打ち合わせ」が必要でした。しかも会議は相当ナーバスな雰囲気、何を、どこまで伝えるべきかでスタッフたちは真剣に悩んでいました。

その時にはすでに東京まで放射能が到来していることはネット情報では明らかでしたし、原発敷地での中性子線検出の情報もありました。私が見せたこれらの情報にスタッフは衝撃を受けていました。前者はまだ公知のことではなかったもので、どこまで出すべきか神経質になっていたのだと思います。しかしそれだけではなく、キー局に気をつかうことははっきりと言葉で聞きましたし、スポンサーについても同様です。会議室の壁からはこれらの無言の圧力が感じられます。

健康影響について、渡された台本には私のセリフとして「健康に影響はありません」と書いてあります。おそらく悪気はなく、東京からの放送では「専門家」が皆そう言っているの、決まり文句のように書いたのだと思います。で



上 被告人席被告人席の顔ぶれ (スケッチ 濱智子さん)



下 公判に集まった原告団や支援者

公判報告会



もこれを覆すのにも少し骨が折れました。「タバコ1日1本なら健康には全く影響ない、とはだれも言わないでしょう？」と説明したら納得してくれました。この例えは。スタッフの勧めで実際の放送でも使いました。

それにしても、大勢のスタッフと何時間も付き合っていると、だんだん彼らの立場が「理解」され、さらに「共感」にまで近付いてしまいます。何しろこちらはたった一人なのです。情けないことに、玄海原発に触れるとき「プルサーマル」という言葉を使わないというスタッフの意向を「汲んで」しまい。「新しい運転方法」などと言ってしまいました。放送を見られた方は、「ついに御用学者になったか」と思われたかも知れませんがね。

しかしよく考えてみると、民放に働く彼らの給料を100%払っているのはスポンサーなのです。給料を払ってくれる人の「意志」が反映するのは当たり前とも言えます。視聴者は費用を全く負担していないのです（少なくとも直接は）。街角のフリーペーパーに重要な情報を求める人はいないでしょう。それと同じことで、自分が金を出してもいないメディアに期待する方が無理、ということかも知れません。

もちろんこのような見方は、メディアの人々に対して失礼かも知れません。重要なことは、

公判報告会



視聴者もメディア人もこのような事実を自覚した上で、どうすれば「ジャーナリズム」という言葉に値するような報道が可能になるか。ということを実際に考えることでしょう。

(2011年4月27日)

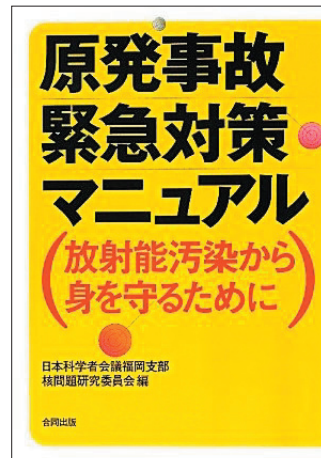
【本の紹介】豊島先生も編者のお一人です

『原発事故緊急対策マニュアル  
—放射能汚染から身を守るために—』

日本科学者会議福岡支部核問題研究委員会編

2011年4月25日発行

合同出版 600円(税込)



新聞より

原発から撤退早期に実現を  
93団体、九電に要請文を提出

東京電力の福島第1原子力発電所の事故を受け、玄海原発プルサーマル裁判の会など93団体は1日、原発からの撤退を早期実現するように福岡市の九州電力本社に要請文を提出した。

30日の定例会見で真部利広社長が、定期検査で停止したままの玄海原発(東松浦郡玄海町)2、3号機について「順調に進めば、5月に営業運転が見込める」との見通しを示した発言の撤回も求めた。

海江田万里経産大臣にも民主党の参院議員を通じて、エネルギー政策の転換を促す要請文を届ける。(4月2日付 佐賀新聞)

# 第2回公判報告

裁判の会 事務局長 於保 泰正

## ■異例の第2回公判

2011年3月11日（金）の第2回公判は、異例の連続で始まりました。15時開廷の予定が、JR人身事故で弁護士の到着が遅れ、40分遅れの開廷となりました。冠木弁護士は間に会わず、記者会見時にやっと到着、震災のため記者会見に記者も一人という前代未聞の事態でした。

法廷に皆が着席し、弁護士の到着を緊張した面持ちで待っていた、まさにその時、巨大地震が東北を襲ったというニュースが入りました。福島原発や六ヶ所の核施設は大丈夫だろうかという心配が皆脳裏をかすめていました。

不安の中、裁判が始まり、まず原告の松原学さんから「放射能の本質を理解していただきたい」と20分の意見陳述がありました。その後原告からの求釈明書※（質問）について、被告九電側からもし未だ質問が出る可能性があるならまとめて出してほしい（被告側が準備書面を遅れて出しているのに、身勝手な）と要求があり、1カ月ほど後に追加を提出することになりました。

※【求釈明書】論点を明確化するために質問して被告に釈明を求める書面。

※【答弁書】原告の訴状に対する被告の主張を書いたもの。

※【準備書面】被告の答弁書の追加提出分を、準備書面という。

被告人席（九電側）の顔ぶれ（スケッチ 濱智子さん）



## ■これまでの流れ

ここで流れを整理しておきます。

● 2010年8月9日（月）

佐賀地裁提訴。約4カ月の準備を経て訴状提出

● 10月28日付

九電側の答弁書※が出る（一般論で中身がない）

● 12月1日（水）

第1回公判。二人の意見陳述。被告はまともな答弁書を次回公判前に提出すると約束

● 2011年3月4日付

被告（九電）が準備書面※1を提出

● 3月11日（金）

準備書面1に対して求釈明を提出。（民事裁判では、文書でやり取りをするので議論はない）

11日は、準備書面1に対しての求釈明についての議論をするところでした。

しかし被告から「質問はまとめて提出して欲しい」と要求が出され、結局1ヶ月くらいの内に追加を提出をすることになりました。

その後弁護団会議を3回開催し、4月25日に求釈明書の追加を提出しました。

## ■求釈明書の内容

求釈明書は、「科学裁判でもあり、お互いの主張について誤解のないようにしないと重要な争点を誤ることになるので」被告（九電）の主張の根拠となる資料の提出と釈明を求める目的で7点質問しています。

主な質問点は、

### 〈11日提出の求釈明書〉

①被告がその主張の論拠として様々な場面（準備書面1）で引用している三菱重工業の文献の

提出。

② MOX 燃料ペレットとウラン燃料が燃えているときの膨張具合が同じというのであれば図面から導き出した式を明らかにされたい。(原告は明らかに MOX 燃料の方が膨張していく傾向が低いのでギャップ再開が起きると主張している)

③ 3 号炉で使用済み燃料のぎゅうぎゅう詰を予定しているが、臨界にならない資料の提出。

④ 使用済み MOX 燃料の処分の相手方をどのように記載して許可を受けたのか明らかにすること。

### 〈追加の求釈明書〉

追加の求釈明書は

① 内圧評価について 4 点。

② 内圧評価に影響する蒸発性不純物について 2 点。

③ 使用済み燃料貯蔵プールのぎゅうぎゅう詰について 3 点。

最後の 2 点は、福島第 1 原発の事故を受けて、

上 3 月 14 日、九電本社へ緊急の申し入れを行う

下 3 月 19 日天神にてチラシ配布



使用済み燃料プールの冷却機能が喪失した時の評価資料の提出。もう一つは冷却機能が失われて燃料が崩れ落ちた場合の未臨界評価資料の提出です。

11 日の公判後の夜の交流会では、皆テレビにくぎ付けになりました。全電源が使えず冷却不能との報道に、最悪の事態 3 号炉の MOX、使用済み燃料を含む溶融、臨界にいたるだろうと話し合いました。

### ■次回公判及び今後の行動について

次回公判は 7 月 22 日 (金) 10 時からです。被告から求釈明に対する回答が出てきます。ここで被告九電が、企業秘密を理由に資料を隠蔽してくるかが大きな焦点になります。

しかし、裁判官たちは、松原さんの意見陳述を聞いた直後の大事故で、水素爆発、放射能汚染を目のあたりにしています。私たちの訴えは、痛ましくも現実になっているのです。

12 月 9 日に玄海 3 号炉の燃料棒からの漏えい問題、さらに 3 月 11 日の福島の重大事故で九電、国、県、玄海町、唐津市議会、伊万里市議会、武雄市議会、佐賀市議会に質問、要請、抗議、請願を繰り返し、裁判外の闘いをしてきています。世論は大きく変わろうとしています。

今後とも全国署名、連続講演会も企画して大きな世論の流れを作ろうと、市民、議員さんたちに会員で呼びかけをしていきます。

また、5 月 17 日 1 時から川内原発 3 号炉増設反対裁判の人たちと九電本社前で座り込み、18 日は 1 時から申し入れをするよう計画をしています。

九電の資料隠ぺい、誤魔化しは厳しく糾弾されなくてはなりません。7 月 22 日 (金) 10 時からの第 3 回公判に結集しましょう。

答弁書と求釈明書は裁判の会 HP でダウンロードできますが、ご入用の方はご連絡ください。お送りします。  
裁判の会 HP <http://genkai.ptu.jp/>

## 松原 学さんの意見陳述抜粋(第2回公判)

私は、「環境共育を考える会」を16年前から立ち上げて環境学習などの活動を行っています。活動の原点は、水俣病です。一昨年の2月にプルサーマル計画を知りました。

原子力のよりどころは放射能であり、放射線のエネルギーをどう利用するかということになるかと思えます。今現在、この放射能を除去することも放射線を出す放射性物質を完全に閉じ込めることすらできないことが分かってきました。

ジャガイモの芽が出ないように放射線を当てます。春になっても目が出ません。遺伝子を壊す力を持っています。次世代に命を繋ぐことができません。

これが放射線、原子力の恐ろしさであり、醜さなのです。

この無差別殺人物質は、日々刻々と原子力発電所の中で、増殖を繰り返しています。

プルサーマルを実施することでメリットがあるのでしょうか。ウランより高い燃料費を払い、ウランよりも危険な燃料を燃やし、ウランより

意見陳述を行う松原学さん



も危険な核のゴミを出し、何のためのプルサーマルなのでしょうか。そこには、住民不在の考え方、利潤第一の考え方しか見えないように思えます。

放射能という私たちの手に余るものを後の世までも負の遺産としても残すものです。

裁判長、どうか、私たちの訴えを聞いて下さい。これは何の罪もない子どもたちの命を守るための訴えであることを理解して頂きたい。

命よりも、未来よりも、大切なものは無いはずです。

●松原学さんの意見陳述の詳しい内容は、裁判の会ホームページよりご覧になれます。  
<http://genkai.ptu.jp/chinjutsu.html>

5月17・18日全九州行動に参加をお願いします。詳細は次ページ

**今こそ九電へ**  
**2011年5月17日・18日 全九州行動へのお誘い**  
 2011年3月11日から続く、福島原発の大事故を受け、九州電力に対し  
 ①玄海及び川内原発で稼働している全機の運転停止  
 ②原発の新設・増設の白紙撤回  
 この2点を求める全九州行動を、福岡市の九電本社において下記日程で行います。  
 川内原発も玄海原発もいつ大事故を起こすか知れません。原発を止めるのはこの機会をおいてほかありません。  
 つきましては以下の日程で要望書を九州電力に提出したいと思っておりますので、賛同団体にお名前を連ねていただき、可能なかぎり当日参加をお願いいたします。  
 5月17日(火) 13:00-20:00 九電本社前キャンペーン、座り込み  
 5月18日(水) 8:00-12:00 九電本社前キャンペーン、座り込み  
 5月18日(水) 13:00- 九電本社へ申し入れ  
 ★全九州の、原発いらぬの声を、九電に届けましょう。  
 呼びかけ団体及び当日参加いただける方は、ご一報ください。  
 | 九電の原発廃炉を求める連絡会 | 連絡先 090-6772-1137(石丸) |  
 | | TEL. FAX0952-30-8027 |

## お知らせ

### 5月17日・18日 全九州九電交渉のお知らせ 《全九州で団結し九電交渉を成功させよう!》 (前ページチラシ参照)

2011年3月11日の未曾有の福島原子力発電所の事故を受け、「玄海及び川内原子力発電所全炉の運転停止凍結並びに原発新規立地建設・増設計画の白紙撤回」を求める行動を下記日程で計画しています。

今まで各地域で個別に活動してきた団体が一同に介して交渉を行うことは非常に大きな意味のあるうえに、力を結集させ九州電力に原発の廃炉を決意させるタイミングとしては今を以てはと考えています。

つきましては以下の日程で要望書を九州電力に提出したいと思っておりますので、賛同団体にお名前を連ねていただき、可能なかぎり当日参集をお願いしたい次第です。

#### ■交渉日程

##### 5月17日(火)

13:00-20:00 九電本社前キャンペーン、座り込み

##### 5月18日(水)

8:00-12:00 九電本社前キャンペーン、座り込み

13:00 九電本社へ申し入れ

#### 【連絡先】

●玄海原発プルサーマル裁判の会  
090-6772-1137

## 第3回公判のお知らせ

裁判の第3回公判日程が決まりました。是非傍聴にお出かけ下さい。

#### ■日時:2011年7月22日(金)

#### 10:00より1時間程度の予定

(9:00より傍聴整理券配布予定)

※公判後、弁護士による公判報告会開催予定

#### ■場所:佐賀地方裁判所

〒840-0833 佐賀市中の小路3-22

TEL:0952-23-3161 (代表)

佐賀には玄海原発があり、3号炉はプルサーマルです。今回の事故は即私達の事です。私達は、福島の被災者の方々の痛みを実感することとなります。思い切って空気がすえない、外で遊ぶことが出来ない。水を安心して飲めない、何を食べても不安。これから先ずと、子どもが・自分自身がいつ病気になるのか不安と隣り合わせの日常を過ごすことになるのです。何日とか何ヶ月とかではなく、それが

〒840-0937 佐賀市鍋島6-3-8 石丸初美

●反原発・かごしまネット

099-248-5455

〒892-0873 鹿児島市下田町292-1

南方新社 向原祥隆

## 活動報告会及び広瀬隆さん講演会

裁判の会のこれまでの活動報告と、広瀬隆さんの講演会です。皆様お誘い合わせのうえ、ご出席をお願いします。

■日時 6月5日(日) 12:30~

■場所 佐賀県教育会館(佐賀市高木瀬町東高木227-1 TEL:0952-31-7131)

■資料代 500円

■当日スケジュール

12:30~13:20 活動報告会

13:30~15:30 広瀬隆さん講演会

15:30~16:00 質疑応答

#### ■広瀬隆さんプロフィール

1943年東京生まれ。早稲田大学卒業後、大手メーカーの技術者として勤務。その後、医学書、技術書の翻訳者を経て執筆活動に入る。多数の著書中「東京に原発を!」(JICC出版社)、「危険な話」(八月書館)、「棺の列島」(光文社)、「原子炉時限爆弾~大地震におびえる日本列島」(ダイヤモンド社)などで原発の危険性を訴え、市民への呼びかけを続けてきた。

広瀬隆さんの講演会は、6月4日(土)、北九州市でも開催されます。どうぞお近くの方へご参加の呼びかけをお願いします。

## ご支援をお願いします

■支える会の会員は、年会費5,000円。サポート会員は、一口1,000円より。

■裁判に経費を必要としています。カンパも感謝します。

■振込先口座名:

玄海原発プルサーマル裁判を支える会

■郵便振替口座 01790 - 3 - 136810

これから生きていく間ずっと続くのです。

私達はきれいな空気、水、土地さえあれば、多少不便があっても元気に暮らしていける、笑いながらも汗を流していけると言う事実がやっと気がつくところとなりました。福島の方々の大きな犠牲の上に…。

脱原発をみんなの力で実現させましょう!(em)